

周南市徳山中央浄化センター再構築事業

募集要項

令和4年11月

周南市上下水道局

目次

第1 本書の位置づけ	3
第2 本事業の概要	4
1. 事業名称	4
2. 事業の目的	4
3. 事業の対象施設及び業務	4
4. 公共施設等の管理者の名称	5
5. 業務内容	5
6. 事業方式	5
7. 事業期間	5
8. 遵守すべき法令	6
9. 事業期間終了時の措置	6
10. 事業期間の延長	6
第3 事業者の募集及び選定に関する事項	7
1. 事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方	7
2. 提案価格の上限	7
3. 選定の手順およびスケジュール	7
第4 応募者の備えるべき参加資格要件	8
1. 応募者の構成	8
2. 共通の参加資格要件	8
3. 各業務における応募資格要件	9
第5 応募手続き等	13
1. 実施公告及び募集要項等の交付	13
2. 募集要項等に関する説明会	13
3. 本事業に係る各種資料の配付	13
4. 本事業に係る各種資料の閲覧	14
5. 現地見学	14
6. 募集要項等に関する質問の受付及び回答	15
7. 募集要項等に関する質問への回答の公表	15
8. 参加表明書の受付	16
9. プロポーザル参加の辞退	17
10. 競争的対話の実施	17
11. 提案書類提出日時等	18
12. 本プロポーザルの中止等	20
第6 審査及び選定に関する事項	21
1. 選定委員会の設置	21
2. 審査方法	21
3. 優先交渉権者の選定	21

4. 結果及び評価の公表	21
第7 優先交渉権者選定後の手続き	22
1. 基本協定の締結	22
2. S P C の設立	22
3. 基本契約の締結	22
4. 設計・建設工事請負契約の締結	22
5. 維持管理業務委託契約の締結	22
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	23
1. 議会の議決	23
2. 本事業において使用する言語及び通貨	23
3. 応募に伴う費用負担	23
4. 情報提供及び問合せ先	23

別紙1 応募者の構成等

用語の定義

- ・ 市 : 周南市上下水道局をいう。
- ・ 本事業 : 周南市徳山中央浄化センター再構築事業をいう。
- ・ 本処理場 : 山口県周南市晴海町 3 番 1 号に所在の徳山中央浄化センターをいう。
- ・ 本ポンプ場 : 周南市江口 1 丁目 1 番 2 3 号に所在の江口ポンプ場をいう。
- ・ 本施設 : 徳山中央浄化センター及び江口ポンプ場をいう。
- ・ 既存施設 : 事業開始時に本施設内にある施設であり、「撤去施設を除く施設」をいう。
- ・ 撤去施設 : 新汚泥処理施設の供用開始に伴い、機能が不要となる汚泥処理施設をいう。
- ・ 応募者 : 本事業に応募する企業グループをいう。構成企業及び協力企業で構成される。
- ・ 構成企業 : 応募者を構成する企業のうち、建設等 J V を構成する又は S P C に出資する企業をいう。
- ・ 協力企業 : 応募者を構成する企業のうち、S P C から直接に業務の委託・請負をするが、S P C には出資しない企業をいう。
- ・ 再委託企業 : 構成企業又は協力企業から、一部業務を再委託・再請負をする企業をいう。当該企業は、S P C に出資することはできない。
- ・ 優先交渉権者 : 応募者のうち、市と基本協定の締結を予定する者として選定される者をいう。
- ・ 事業者 : 市と設計・建設工事請負契約又は維持管理業務委託契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
- ・ 建設等 : 本事業の設計及び建設業務を行うために結成される特定建設共同企業体をいう。
- ・ J V 構成員 : 建設等 J V を構成する企業をいう。
- ・ S P C : 本事業の維持管理業務を行うために設立される特別目的会社 (Special Purpose Company) をいう。
- ・ 基本協定 : 本事業に伴う設計・建設工事請負契約及び維持管理業務委託契約の締結方法、基本契約を締結するまでの間の協議等の役割分担等を確認するために、優先交渉権者と締結する協定をいう。
- ・ 基本契約 : 基本協定及び優先交渉権者との協議結果に基づき、全ての構成企業と締結する契約をいう。
- ・ 基本契約等 : 基本契約、設計・建設工事請負契約及び維持管理業務委託契約の総称をいう。
- ・ 提案書 : 事業者が提出した技術提案書をいう。
- ・ 再構築 : 既存施設の再建設 (撤去を含む) を行うことをいう。
- ・ 修繕 : 劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状 (初期の水準) 又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。なお、「下水道ストックマネジメント支援制度」に基づく国の交付金を活用して実施する修繕は含まない。

- ・改築 : 既存の施設の老朽化等により、施設の全部又は一部（修繕に該当するものを除く）の再建設あるいは取替えを行うことをいう。
- ・更新 : 設備等が劣化して使用に耐えられなくなったものを撤去・破棄し、代わりに新しいものを設置することをいう。また「下水道ストックマネジメント支援制度」に基づく国の交付金を活用して実施する修繕を含む。
- ・新設 : 本事業で新たに必要となる構造物・設備等を設置することをいう。

第1 本書の位置づけ

周南市徳山中央浄化センター再構築事業募集要項（以下「募集要項」という。）は、市が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく調達手続きを参考に、特定事業として選定した本事業について、募集条件を定めたものである。

募集要項に添付されている、周南市徳山中央浄化センター再構築事業要求水準書（案）（以下「要求水準書（案）」という。）、周南市徳山中央浄化センター再構築事業優先交渉権者選定基準（以下「優先交渉権者選定基準」という。）、周南市徳山中央浄化センター再構築事業基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）、周南市徳山中央浄化センター再構築事業基本契約書（案）（以下「基本契約書（案）」という。）、周南市徳山中央浄化センター再構築事業設計・建設工事請負契約書（案）（以下「設計・建設工事請負契約書（案）」という。）、周南市徳山中央浄化センター再構築事業維持管理業務委託契約書（案）（以下「維持管理業務委託契約書（案）」という。）は一体のもの（以下、募集要項、要求水準書（案）、優先交渉権者選定基準、基本協定書（案）、基本契約書（案）、設計・建設工事請負契約書（案）、維持管理業務委託契約書（案）及びその他の関連資料を総称して「募集要項等」という。）であり、募集要項等全体で募集条件を規定している。

なお、募集要項等と実施方針（案）、実施方針及び実施方針（修正版）並びに令和4年8月に公表した要求水準書（案）に関する質問・意見への回答に相違のある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。

第2 本事業の概要

1. 事業名称

周南市徳山中央浄化センター再構築事業

2. 事業の目的

周南市の公共下水道普及率は令和3年度末で87.3%と高い一方、下水道施設の老朽化は深刻で、今後ますます更新費用の確保が求められる。また、使用料収入の減少や、職員減による担い手の不足という課題もあることから、これらの課題解決のため、民間ノウハウを活用する官民連携手法の導入が有効な手段である。

本事業の対象となる本処理場は、昭和41年（1966年）の供用開始から56年以上経過し、水処理、汚泥処理施設の多くが老朽化している。また、非常に狭隘な敷地内に施設を再構築する必要がある。

本事業は、新水処理施設及び管理棟の設計・建設並びに対象施設の維持管理について、事業者の創意工夫や高度なノウハウを活用することにより、効率的かつ効果的に本処理場を再構築するとともに、長期にわたり安定して運営することを目的とする。

3. 事業の対象施設及び業務

本事業の対象施設及び業務を以下に示す。

詳細は、要求水準書（案）において示す。

表2.1 対象施設・業務

対象施設			業務内容		
			再構築	撤去のみ	維持管理
徳山中央浄化センター	再構築対象施設	水処理施設	○ ^{1,2}	—	○
		管理棟、監視制御室	○ ¹	—	○
	撤去施設	既存汚泥処理施設	—	○ ¹	—
		新汚泥処理施設	—	—	○
	既存施設	沈砂池、合流改善施設、機械濃縮棟、その他既存施設	—	—	○
江口ポンプ場	既存施設	一式	—	—	○

¹ 実施設計を含む。

² 既設耐震補強及び流入渠、導水渠等の切り替え工事を含む。

4. 公共施設等の管理者の名称

周南市上下水道事業管理者 上下水道局長 井筒 守

5. 業務内容

本事業において、事業者が行う業務の内容は、以下のとおりとする。詳細は、要求水準書（案）において示す。

(1) 設計・建設業務

- ① 事前調査業務
- ② 設計業務
- ③ 建設業務
- ④ 撤去業務

(2) 維持管理業務

本事業における維持管理業務の分担は、次のとおりとする。

- ① 運転管理業務
- ② 保守管理業務
- ③ 修繕業務³
- ④ その他業務（環境整備、廃棄物管理等）

6. 事業方式

本事業は、市が所有する本処理場の再構築において、水処理施設の設計・建設及び維持管理等の業務を一括して委ねるDBO（Design Build Operate）方式とする。

7. 事業期間

本事業の事業期間は、以下のとおりとする。

- ① 設計・建設期間 令和6年1月～令和13年9月（約8年間） （予定）
- ② 維持管理期間 令和6年10月～令和32年3月（約26年間） （予定）

ただし、設計・建設期間は工期短縮の事業者提案を可能とする。事業者が設計・建設期間を短縮する提案をした場合においても、維持管理期間は上記期間を変更しないものとする。

³ 修繕業務は、市と事業者の共同で実施。

8. 遵守すべき法令

事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令等（関連する施行令、規則、条例等を含む。）を遵守しなければならない。主な関係法令の名称は、要求水準書（案）等に示すものとする。

9. 事業期間終了時の措置

市は、事業期間終了後も本事業の対象施設を継続して供用する予定である。事業者は、事業期間の終了時に、要求水準書（案）に示す性能を維持すること。また、本施設の全てにおいて、事業期間終了後1年以内に更新を要することがない状態で、市へ引き継ぐものとする。

10. 事業期間の延長

維持管理委託契約について、市とSPCが合意した場合、本事業期間の延長を行うことができる。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方

市は、本事業に参画する応募者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に配慮したうえで事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により事業者の募集及び選定を行う。

2. 提案価格の上限

本事業の提案価格の上限額は次のとおりとする。この金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すため、参考として示すものである。なお、最低制限価格は設けない。

設計・建設業務：14,656,797,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

維持管理業務：6,112,952,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

3. 選定の手順およびスケジュール

本事業の実施スケジュールについては、以下のとおり予定している。なお、スケジュールは予告なく変更することがあるため、あらかじめ留意すること。大幅なスケジュール変更がある場合は、事前に市ホームページで告知する。

表3.1 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

内容	年月（予定）
募集要項等に関する質問受付期間	令和4年 11月15日～12月2日
募集要項に関する説明会	同上 11月17日
募集要項等に関する質問回答（参加資格に関する内容）	同上 12月中旬～12月下旬
募集要項等に関する質問回答（参加資格以外の内容）	同上 1月31日
一次審査受付期間（参加資格審査）	令和5年 2月14日～2月21日
一次審査結果通知（参加資格審査）	同上 3月初旬
競争的対話	同上 3月中旬～5月中旬
二次審査提案書提出締切	同上 7月7日
二次審査（ヒアリング）	同上 8月初旬
二次審査結果通知（優先交渉権者の決定）	同上 9月初旬
基本協定の締結	同上 10月初旬
基本契約、設計・建設工事請負契約、維持管理業務委託契約の締結	令和6年 1月
設計・建設業務の開始	同上 1月～
維持管理業務の開始	同上 10月～

第4 応募者の備えるべき参加資格要件

1. 応募者の構成

応募者の構成等は、以下のとおりとする。

- (1) 応募者は複数の構成企業又は協力企業で構成されるグループとする。応募者を構成する企業数の上限は任意であり、1企業で複数の業務を兼ねることは可とする。
- (2) 応募者は、「設計企業」、「建設企業」、「維持管理企業」により構成される。
- (3) 応募者は、構成企業の中から代表企業を定め、代表企業が参加資格の申請及び手続き等を行う。
- (4) 応募者は、参加表明書の提出時に、代表企業、構成企業及び協力企業の企業名並びに携わる業務及び工事について明らかにすること。ただし、再委託企業は、参加表明書の提出時点で特定している必要はなく、参加表明書の提出後も市の承諾を得た場合は追加及び変更が可能である。
- (5) 設計企業及び建設企業が複数の企業の場合、基本契約の締結後に建設等JVを結成すること。
- (6) 代表企業の変更は認めない。
- (7) 参加表明書の提出後、構成企業及び協力企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると市が認めた場合に限り、代表企業を除く構成企業又は協力企業の変更を認めるものとする。
- (8) 構成企業及び協力企業は、他の応募者の構成企業又は協力企業になることはできない。
- (9) 市が優先交渉権者を選定し、基本協定書を締結した後、選定されなかった他の応募者の構成企業又は協力企業は、再委託企業として業務等を受託することは可能である。

2. 共通の参加資格要件

- (1) 本事業を確実かつ円滑に履行できる体制を整備すること。
- (2) 原則として業務体制の変更は行わないこと。ただし、やむを得ない事由により変更の必要が生じた場合は、事前に市と協議のうえ、了承を得ること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- (4) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

- (5) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）、暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらの統制下にある者でないこと。
- (7) 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者並びにこれらの者と資本面及び人事面において関連のある者でないこと。「資本面において関連のある者」とは、「会社法」（平成17年法律第86号）第309条による議決権を行使することができる、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。なお、本事業に係る市のアドバイザー業務に関与した者は、以下に示すとおりである。
- ① PwCアドバイザリー合同会社
 - ② 株式会社NJS
 - ③ PwC弁護士法人

3. 各業務における参加資格要件

(1) 設計企業

- ① JV構成員のうち設計業務を担う企業は、次の要件を全て満たすものであること。なお、複数のJV構成員で業務を分担する場合は、いずれか1社のJV構成員が(イ)から(カ)までに掲げる資格要件を満たせば良いが、(ア)に掲げる資格要件は全てのJV構成員が満たすこと。また、設計業務の一部をJV構成員以外の企業に委託することは可とする。
- (ア) 参加表明書の提出日において、「周南市競争入札参加資格者名簿」の「測量・建設コンサルタント等」に登録されていること、又は同等の要件⁴を有していること。
- (イ) 建築士（昭和25年法律第202号）法第23条の規定による一級建築士事務所として登録を受けていること。
- (ウ) 技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士で、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））あるいは社団法人建設コンサルタント協会

⁴ 同等の要件を有する者として参加する場合、参加資格審査に当たり、同等の要件を有することが確認できる書類を提出すること。なお、この場合において、優先交渉権者となった際には、次期の該当業務に関する参加資格者名簿への登録を必ず行うこと（以下同）。

が付与するシビルコンサルティングマネージャー（下水道）（以下「RCCM」という。）の資格を有する者が在籍していること。

- (エ) 設計業務の管理技術者、照査技術者、担当技術者を配置できること。なお、管理技術者、担当技術者は兼務することができるが、照査技術者は兼務することはできない。担当技術者は土木、建築、建築機械、建築電気、機械、電気のそれぞれの専門分野（職種）で担当技術者を配置すること。なお、専門分野（職種）の兼任は不可とする。管理技術者、照査技術者、土木・機械・電気の担当技術者は(ウ)の資格を有していること。建築担当技術者は一級建築士の資格を、建築機械・建築電気担当技術者は一級建築士又は建築設備士の資格を有していること。
 - (オ) 地方公共団体及び地方共同法人日本下水道事業団、一部事務組合、広域連合において、過去15年間（平成19年度～令和3年度）の下水道事業における終末処理場施設（合流式かつ日最大汚水量23,100 m³/日以上の水処理施設、オキシデーションディッチ法除く）に係る水処理施設の実施（基本）及び実施（詳細）設計業務の実績を有していること。
 - (カ) 地方公共団体及び地方共同法人日本下水道事業団において、過去20年間（平成14年度～令和3年度）に合流式下水道緊急改善計画策定に係る業務の実績を有していること。
- ② 応募者の参加表明書の提出時に、上記を確認できる書類を添付すること。

(2) 建設企業

- ① 参加表明書の提出日において、「周南市競争入札参加資格者名簿」の「建設工事」に登録されていること、又は同等の要件を有していること。
- ② 建設企業又は全てのJV構成員は、建設業法第28条第3項又は同条第5項の規定による営業停止処分（市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けていないこと。
- ③ 建設企業又はJV構成員は、担当する工事業務に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく「機械器具設置工事業」、「電気工事業」、「土木工事業」、「建築工事業」及び「水道施設工事業」の特定建設業許可を有していること。
- ④ 建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。また、JV構成員1社が複数の業種を担当する場合は、担当業種に係る配置技術者をそれぞれ専任で配置すること。

- ⑤ 土木一式工事及び建築一式工事について本業務を担当する企業は、「周南市建設工事競争入札参加資格者等級区分の基準」に定めるA等級にそれぞれ区分されていること、又は同等の要件を有していること。なお、当該基準に定める客観点数については、資格審査書類の受付開始日において有効かつ最新の総合評定値を採用する。
- ⑥ 併せて、土木一式工事について本業務を担当する企業は、地方公共団体及び地方共同法人日本下水道事業団、一部事務組合、広域連合において、過去15年間（平成19年度～令和3年度）の公共下水道、流域下水道における全体計画能力23,100m³/日以上の上終末処理場施設（又はこれと同等と市が認めるもの）に係る本体工事の施工実績を有していること（共同企業体での実績の場合は代表者に限る）。なお、新設工事のみでなく、増設工事も実績として認める。
- ⑦ 機械工事について本業務を担当する企業は、地方公共団体及び地方共同法人日本下水道事業団、一部事務組合、広域連合において、過去15年間（平成19年度～令和3年度）の公共下水道、流域下水道における全体計画能力23,100m³/日以上の上終末処理場施設（又はこれと同等と市が認めるもの）に係る水処理設備（主要設備）の施工実績を有していること（共同企業体での実績の場合は代表者に限る）。なお、新設工事のみでなく、増設工事及び再構築工事も実績として認める。
- ⑧ 電気工事について本業務を担当する企業は、「周南市建設工事競争入札参加資格者等級区分の基準」に定めるA等級にそれぞれ区分されていること、又は同等の要件を有していること。なお、当該基準に定める客観点数については、資格審査書類の受付開始日において有効かつ最新の総合評定値を採用する。
- ⑨ 併せて、電気工事について本業務を担当する企業は、地方公共団体及び地方共同法人日本下水道事業団、一部事務組合、広域連合において、過去15年間（平成19年度～令和3年度）公共下水道、流域下水道（又はこれと同等と市が認めるもの）に係る動力負荷設備及び中央監視制御システムの施工実績を有していること（共同企業体での実績の場合は代表者に限る）。なお、新設工事のみでなく、増設工事及び再構築工事も実績として認める。
- ⑩ 複数のJV構成員で一つの工事業務を担当する場合は、いずれか1社のJV構成員が、担当業種に掲げる参加資格要件を満たすとともに、全てのJV構成員が、①及び②に掲げる参加資格要件を満たすこと。

(3) 維持管理企業

維持管理企業は、以下に示す要件をすべて満たすこと。複数の構成企業又は協力企業で

維持管理業務を分担する場合は、いずれか1社の維持管理業務を担う構成企業（協力企業は不可とする）が①から③までに掲げるすべての資格要件を満たすこと。

- ① 参加表明書の提出日において、令和4・5年度周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）中、（大分類）1建物等の保守管理の（小分類）29浄化センター運転維持管理に登録されていること、又は同等の要件を有していること。
- ② 参加表明書の提出日時時点で、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年7月9日建設省告示第1348号）第2条第1項に基づく下水道処理施設維持管理業者登録がされていること。
- ③ 日本国内において、過去15年間（平成19年度～令和3年度）の間に、現有処理能力が23,100 m³/日（日最大）以上の下水処理施設等維持管理業務委託を実施し、完了した実績を有していること。

(4) 参加資格確認基準日

参加資格の確認の基準日は、参加表明書の提出締切日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、応募者が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格とする。

第5 応募手続き等

1. 実施公告及び募集要項等の交付

特定事業の選定を踏まえ、実施公告を行い、募集要項等を交付する。事業者において、市の公式ホームページからダウンロードすること。実施公告以降の予定は、随時ホームページに公表する。

2. 募集要項等に関する説明会

本プロポーザルに参加を希望する事業者に対して、募集要項等に関する説明会を開催する。なお、募集要項等に関する質問は、書面による質問及び回答により行うこととしており、説明会の当日は質疑応答の時間は設けない。募集要項等は配付しないので、各自持参すること。

(1) 日時

令和4年11月17日（木）14時から

(2) 場所

キリンビバレッジ周南総合スポーツセンター カルチャールーム

(3) 申込様式

様式1（募集要項等に関する説明会申込書）

(4) 申込方法

令和4年11月16日（水）17時までに、電子メールにより必要事項を記載のうえ市へ提出すること。

3. 本事業に係る各種資料の配付

市が所有する各種資料について、希望者へデータDVDを配付する。

(1) 配付場所

周南市上下水道局 下水道施設課（徳山東部浄化センター） 窓口

※募集要項等に関する説明会開催時のみ、会場受付にて配付する。

(2) 配付期間

令和4年11月17日（木）から令和4年11月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日を除く。）の9時から17時までの間とする。

(3) 申込様式

様式2（各種資料貸与申請書）

様式4（守秘義務の遵守に関する誓約書）

(4) 申込方法

市ホームページから様式をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、配付窓口又は説明会会場の受付に提出すること。

4. 本事業に係る各種資料の閲覧

募集要項等の公表後に行う資料閲覧は、次のとおり実施する。

(1) 閲覧場所

周南市上下水道局 下水道施設課（徳山東部浄化センター） 2階 器材室

(2) 閲覧期間

令和4年11月28日（月）から令和4年12月27日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の9時から17時までの間とする。

(3) 申込様式

様式3（資料閲覧の申込書）

様式4（守秘義務の遵守に関する誓約書）※閲覧当日持参すること

(4) 申込方法

市ホームページから様式をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、様式3を電子メールにより提出すること。

(5) 注意事項

- ① 資料の閲覧時において、閲覧資料、その他資料及び本事業に関する質問は一切受け付けない。
- ② 資料は閲覧場所でのみ閲覧可能とする。
- ③ 閲覧場所において、デジタルカメラ等による写真撮影は可とする。
- ④ 複写機による紙資料の複写は禁止とする。
- ⑤ 第5_3の各種資料配付時に、様式4をすでに提出している場合は、様式4を当日持参する必要はない。

5. 現地見学

現地見学を希望する企業は、以下の手続きにより申し込むこと。なお、市は現地見学時の参加者による質問には回答しない。

(1) 日時

令和4年11月21日（月）から令和4年12月27日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休日を除く。）の期間を予定しており、市が指定する日時とする。

(2) 場所

- ① 徳山中央浄化センター
- ② 江口ポンプ場（申込時に見学希望の有無を明記すること）

(3) 参加申込期間

令和4年11月14日（月）から令和4年12月20日（火）17時まで

(4) 申込方法

現地見学を希望する企業は、電子メールにより来場日時や来場人数を記載した申込書（様式は任意）を市へ提出すること。多数の希望者があった場合は、参加人数の制限及び日時の変更を行うことがある。

現地見学会当日は、来場者の体調チェックシート（様式は任意）を提出するとともに、ヘルメットを持参すること。また、徳山中央浄化センター事務所への手続きのための入室は、代表者1名のみとする。現地集合、現地解散とし、交通手段については各企業で確保すること。

6. 募集要項等に関する質問の受付及び回答

募集要項等に関する質問の受付及び回答を以下のとおり行う。

(1) 受付期間

令和4年11月14日（月）から令和4年12月2日（金）17時まで

(2) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、様式5に記入の上、電子メールにて提出すること。使用するソフトは、「Microsoft Excel」とすること。また、件名は「周南市徳山中央浄化センター再構築事業・質問書 ●●」（●●は提出企業名）とすること。その際、市が受領していることを電話で確認すること。

(3) 提出様式

様式5（募集要項等に関する質問書）

(4) 提出先

第8_4_(2) 問合せ先を参照のこと。

(5) その他

第5_3及び第5_4で閲覧・貸与した資料に対する質問は受け付けない。

7. 募集要項等に関する質問への回答の公表

募集要項等に関する質問への回答は、参加資格に関する質問は、令和4年12月28日（水）

までに、参加資格以外に関する質問は、令和5年1月31日（火）までに、市ホームページにおいて公表する予定である。

8. 参加表明書の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書を提出し、参加資格の確認を受けること。なお、当該申請受付期限までに参加表明書を提出しない者及び参加資格がないとされた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

(1) 参加表明書の受付

① 受付期間

令和5年2月14日（火）から令和5年2月21日（火）17時まで

② 提出先

第8_4_(2) 問合せ先を参照のこと。

③ 提出方法

参加表明書は、上記提出先への持参又は郵送により提出すること。電子メール等による申請は受け付けない。なお、持参の場合は、受付期間中の土曜日及び日曜日を除く日の9時から17時までに持参すること。また、郵送の場合は、令和5年2月21日（火）17時必着とし、「周南市徳山中央浄化センター再構築事業プロポーザル関係書類在中」と朱書きの上、書留により送付すること。

④ 参加表明書の作成

参加表明書は、以下の様式に従い作成すること。様式6～8は、1部を作成すること。様式9、10は、必要な添付書類等を含め、1部を作成すること。なお、様式9、10は、複数の企業で当該業務を実施する場合には各企業別に作成すること。提出に当たっては様式6～10（添付書類等含む）を簡易ファイル綴じとして提出すること。

⑤ 提出様式

様式 6（参加表明書）

様式 7（委任状）

様式 8（応募者構成企業・協力企業・再委託企業一覧表）

様式 9（同種及び類似施設での設計・建設又は維持管理実績）

様式 10（配置予定技術者の資格）

⑥ 参加資格確認の通知

市は、参加表明書を提出した者に対して、参加資格確認通知を令和5年3月初旬に発送する。なお、この時、本事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「提案

書類」という。)提出時に使用する応募者記号を併せて通知する。

⑦ 参加資格がないとされた場合の取扱い

参加資格がないと通知された者は、参加資格がないと判断された理由について、市に説明を求めることができる。その場合、令和5年3月17日(金)17時必着で書面により上記提出先へ申し出ること(様式自由)。回答は文書により行い、令和5年3月24日(金)までに発送する。

⑧ その他

(ア) 参加表明書の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(イ) 市は、提出された参加表明書等を参加資格の確認以外に無断で使用しない。

9. プロポーザル参加の辞退

参加表明書等の提出以後、プロポーザル参加を辞退する場合は、様式12を提案書提出日までに周南市上下水道局下水道施設課へ持参又は郵便若しくは信書便(提案書提出日の前日までに到着するものに限る。)により提出すること。なお、参加資格があると通知された者が、提案書類を期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなす。

(1) 提出様式

様式 12 (参加辞退届)

10. 競争的対話の実施

本事業の選定過程において、最終的な提案書の提出前に、応募者と提案内容についての調整及び確認・交渉を行うため、応募者ごとに個別に、対面方式による競争的対話を実施する。なお、競争的対話によって、応募者を絞り込むことはしない。

競争的対話の詳細な実施要領は、参加資格を通過した応募者の代表企業に通知する。

(1) 実施予定時期

令和5年3月中旬～5月中旬

(2) 対話の内容

応募者が事前に提出する議題内容・確認事項に沿って実施することを基本とする。

(3) 結果の取り扱い

競争的対話の内容は応募者が書面にて記録を行い、市との間で個別に確認を行う。

競争的対話の結果は、期間終了後、終了宣言として公表する。なお、競争的対話の内容について公平性の観点から応募者全員に周知すべき事項として市が判断した場合、各応募者に共通の内容を個別に通知する。ただし、応募者の予定する提案内容や特殊な技術、ノ

ウハウ等に関わり、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものについては、共通の通知対象としない。

11. 提案書類提出日時等

参加資格通過者は、提案書類を次の方法により提出すること。

(1) 提案書類の提出

① 日時

令和5年7月7日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休日を除く。）の9時から17時までの間とする。

② 場所

第8_4_（2）問合せ先を参照のこと。

※提案書類は持参により提出すること。また、提案書類の提出に際しては、参加資格確認通知の写しを持参すること。

③ 提案書類の作成方法

(ア) 使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(イ) Microsoft Word 又は Excel により作成することを基本とする。ただし、提案書類に貼付する図面については、この限りでない。

(ウ) 原則として横書きで記載すること。

(エ) 使用する文字サイズは、10.5ポイント以上とすること。ただし、図表中や図面中の文字サイズについては、これに限らない。

(オ) 各様式に掲げる指示を踏まえること。

(カ) 提出部数は、正本1部・副本18部とし、副本は企業名やマーク等、企業が確認できる表示は不可とする。

(キ) 施設計画図面集については、A4版（観音製本）とし、その他の様式はA4版の簡易ファイル綴じとする。

(ク) すべての提案書類について、電子データ（CD-R）を併せて提出すること。なお、データ保存方式は様式集に記載する方法とする。

(ケ) エクセルデータについては、必ず計算式等を残したファイル（様式以外のシートに計算式がリンクする場合には、当該シートも含む）とするよう留意すること。

④ 提出様式

様式0-1（提案書表紙）から様式VI-2-2（全体年次計画表）までの各様式

⑤ 提案書類提出に当たっての留意事項

(ア) 募集要項等の承諾

提案書類を提出した応募者は、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(イ) 費用負担

提案書類の作成及び提出等の応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(ウ) 公正な公募プロポーザルの確保

応募者を構成する企業は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、市は、契約の解除等の措置をとることがある。詳細については、基本協定書（案）を参照すること。

(エ) 事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

a 著作権

市が提示した募集要項等又はその他の参考図書等の著作権は市に帰属する。また、提案資料の著作権は応募者に帰属する。なお、本事業の事業者選定結果に関する公表その他市が必要と認めるときは、市は事業者の提案資料の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

b 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

c 市が提示した参考図書等の取扱い

市が提示する募集要項等又はその他の参考図書等は、本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することはできない。

d 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

e 提案書類の変更禁止

提案書類の変更はできない。

(オ) 提案書類の無効

次のいずれかに該当するプロポーザル提案は無効とする。

a 参加資格がない者が提出したプロポーザル提案

b 応募者の代表企業以外の者が提出したプロポーザル提案

c 参加表明書等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者が提出したプロポー

ザル提案

- d 記名及び押印のないプロポーザル提案
- e 誤字、脱字等により意思表示が不明確なプロポーザル提案
- f 応募者が 2 つ以上の提案書類を提出した場合
- g 本プロポーザルに際して不正行為があった場合
- h 所定の日時まで所定の場所に到着しなかったプロポーザル提案

12. 本プロポーザルの中止等

天災地変等やむを得ない理由により、本プロポーザルの執行ができないときは、これを延期又は中止する場合がある。

プロポーザル参加者の連合の疑い、不正不穏行動等により本プロポーザルを公正に執行できないと認められるときは、本プロポーザルの執行を延期又は中止する場合がある。なお、その場合において、提案書類の作成等のために応募者がその時点までに費やした費用は、全て応募者の負担とする。

第6 審査及び選定に関する事項

1. 選定委員会の設置

市は、優先交渉権者の選定に当たり、客観的な評価を行うために、学識経験者等で構成する周南市徳山中央浄化センター再構築事業に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会では、優先交渉権者選定基準の検討や提案書の審査及び評価を行う。なお、選定委員会の構成は、非公表とする。

2. 審査方法

参加資格及び提案内容の審査を行う。詳細は、優先交渉権者選定基準に記載する。

3. 優先交渉権者の選定

選定基準により提案内容の審査を行い、最優秀提案者を優先交渉権者として、次点提案者を次点交渉権者として選定する。市は、選定委員会による審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

4. 結果及び評価の公表

審査の結果を各応募者へ個別に通知するほか、結果の概要については、市ホームページにて公表する。

第7 優先交渉権者選定後の手続き

1. 基本協定の締結

市と優先交渉権者は、本事業に係る契約の締結等に向けた基本協定を締結し、両者の義務について規定するとともに、事業の円滑な実施に必要な諸手続を定める。優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に基本契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。

2. S P C の設立

優先交渉権者は、基本契約締結までに、S P Cとして、会社法に規定する株式会社を周南市内に速やかに設立しなければならない。

S P Cへの出資に係る制約及び要件は、次のとおりとする。

- (1) 当該S P Cの代表企業の株式保有割合は最大とし、S P C設立時から事業期間を通じて100分の50を超えること。なお、S P Cの代表企業に関する担当業務は問わない。
- (2) J V構成員のうち少なくとも1社及び維持管理業務を担う構成企業はS P Cに対して必ず出資を行なうこと。ただし、建設等J Vを構成する企業のうち設計企業のみがS P Cに出資することは認めない。上記以外の構成企業の出資は任意とする。
- (3) 構成企業以外の出資者は認めないものとする。
- (4) 当該S P Cに出資する者は、維持管理業務委託契約が終了するまで、S P Cの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

3. 基本契約の締結

全ての構成企業及びS P Cは、本事業に係る基本契約を市と締結する。

4. 設計・建設工事請負契約の締結

建設企業又は建設等J Vは、基本契約に基づき、本事業の設計・建設に関し、本事業に係る設計・建設工事請負契約を市と締結する。

5. 維持管理業務委託契約の締結

S P Cは、基本契約に基づき、本事業に係る維持管理業務委託契約を市と締結する。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案を議会に提出する予定である。

2. 本事業において使用する言語及び通貨

本事業において使用する言語は日本語、通貨は円とする。

3. 応募に伴う費用負担

本事業への応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

4. 情報提供及び問合せ先

(1) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市ホームページ等を通じて行う。

(2) 問合せ先

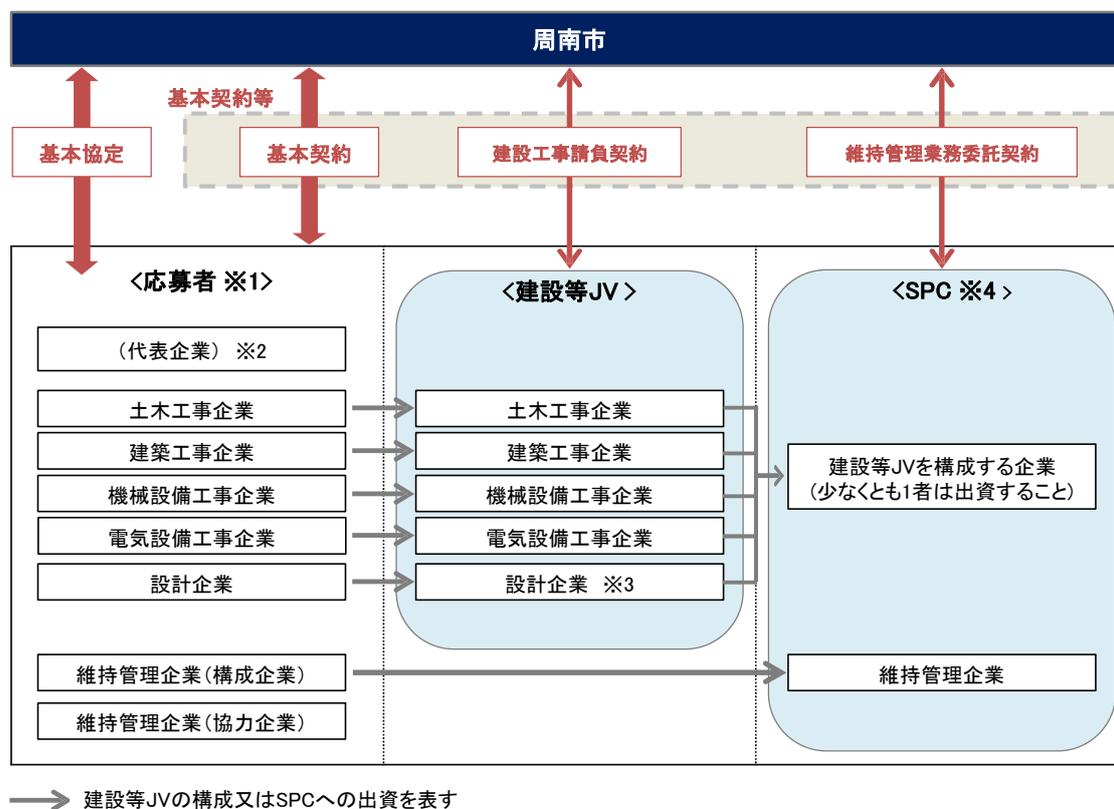
周南市上下水道局 下水道施設課 徳山中央浄化センター再構築推進室

〒745-0814 山口県周南市鼓海三丁目118番22 徳山東部浄化センター内

電話：0834-26-1517 / 電子メール：gesuishise@city.shunan.lg.jp

本事業のホームページ (<https://www.city.shunan.lg.jp/site/ws-top/57661.html>)

(別紙1) 応募者の構成等



- ※1 応募者には設計企業、建設企業（土木工事、建築工事、機械設備工事、電気設備工事企業）、維持管理企業が含まれることとする。なお、建設企業に関しては1社で複数の工事の役割を担うことは可とする。
- ※2 代表企業の担当業務は問わない。
- ※3 設計業務の一部をJV構成員以外の企業に委託することは可とする。
- ※4 「維持管理企業」及び「建設等JVを構成する企業のうち少なくとも1社」は、必ずSPCに出資するものとする。ただし、建設等JVを構成する企業のうち設計企業のみがSPCに出資することは認めない。その他の構成企業の出資については任意とする。